

高度専門職業人（1）

中央教育審議会は、8月28日、教員養成を修士レベル化する事などを内容とする「教員の資質能力の総合的な向上方策」について平野文部科学大臣に答申しました。

答申では、まず「現状と課題」について、

- ・グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっており、学校教育において、求められる人材育成像の変化への対応が求められる。
- ・これに伴い、21世紀を生き抜くための力を育成するため、これからの学校は、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な言語活動や協働的な学習活動等を通じて効果的に育まれる事に留意する必要がある。

（略）

- ・これらを踏まえ、教育委員会と大学との連携・協働により、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための一体的な改革を行う必要がある。

としています。

次に、教員養成の改革の方向性について、

- ・教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として明確に位置付ける。
- ・今後、詳細な制度設計に際し、支援措置、学校種、設置形態等に留意する。

としています。

また、教員免許制度の改革については、

- ・探究力、学び続ける力、教科や教職に関する高度な専門的知識、新たに学びを展開できる実践的指導力、コミュニケーション力等を保証する、標準的な免許状である「一般免許状（仮称）」を創設する。また、当面は、教職への使命感と教育的愛情、教科に関する専門的知識・技能、教職に関する基礎的な知識・技能を保証する「基礎免許状（仮称）」も併せて創設する。
- ・「一般免許状（仮称）」は学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程での学習を標準とし、「基礎免許状（仮称）」は、学士課程修了レベル

とする。

・特定分野に関し、実践の積み重ねによる更なる探究により、高い専門性を身に付けたことを証明する「専門免許状（仮称）」を創設する」等としています。

答申を受けた文部科学省では、今後、学生が「修士課程」の履修を行う大学院の整備や実施の時期、新たな教員免許制度の創設に向けた法改正などについて検討する考えを示しています。

現在、学校教育を取り巻く様々な問題の中でも、教員の指導力・実践力の向上は焦眉の急であり、それが今回の答申に繋がったのだと思います。ただ、その内容を見ると、この答申の数日前に「半数は定員割れ」という教職大学院の実態が報道されていたこともあり、教職大学院の生き残り策という色合いが強いというのが、率直な私の感想です。

そうした中、今回の答申において、教師は学び続けなければいけないし、学び続ける教師を教育委員会と大学との連携・協働によって教職生活全体を通じて支援していくための改革が必要だ、としていることは評価して良いと思います。

この学び続ける教師像は、「学び続ける教師だけが、教壇に立つことを許される」「成長し続ける教師だけが、子どもを成長させることができる」という、北海道師範塾の理念と軌を一にしているといって良いでしょう。

さて、教員養成を修士レベル化しようとする意図は何処にあるのでしょうか。

私は、「社会的地位の向上」と「実践力の向上」という二つのキーワードを考えてみました。

答申の中には、さりげなく次の一文が記述されています。

「社会全体の高学歴化が進行する中で教員の社会的地位の一層の向上を図ることの必要性も指摘されている。」

これは、保護者を含めて社会全体の高学歴化の中、教員の社会的評価が相対的に低くなってきたから、この際、教員資格を修士課程修了に引き上げる事によって社会的な地位を高めよう、という事なのだろうと思います。

確かに、社会全体の高学歴化による影響というものは否定できませんが、我々が良く耳にする保護者の教員に対する不満や不信は、教員の学歴にあるのではなく、教員の教育実践力不足や生徒指導力不足に大きな原因があるのだという事を忘れるべきではありません。

それでは、教員資格を修士レベルに引き上げれば、実践力が身に付き、学校教育を巡る問題が解決するといえるのでしょうか。勿論、事はそれ程単純ではありません。＜続く＞（塾頭 吉田 洋一）